

改正

平成26年12月24日教委告示第24号

平成30年2月21日教委告示第5号

令和4年3月22日教委告示第10号

令和5年3月23日教委告示第10号

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市教育振興基本計画に基づき、芸術文化活動の普及と充実に図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、かつ、市民が含まれる団体であること。
- (2) 代表者が明らかであり、かつ、その者が成人であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民が鑑賞できる場で表現、発表され、市民を対象として行われる芸術文化に関する事業
- (2) 関係者だけでなく、多くの市民が鑑賞できるよう積極的に広報を行う事業
- (3) 本市の他の補助金等を受けていない事業
- (4) 補助を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行われる事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体に対して行う事業
- (2) 学校（部活動等を含む。）が主催する事業
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とした事業並びに営利及びチャリティーを目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれのある事業
- (5) その他、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼並びに商品及び賞金等
- (3) 団体の財産となる物品の購入経費、及び製作経費
- (4) レセプションパーティ等に係る経費、及び飲食関係費
- (5) コンクール入賞賞金、及び賞品等に係る経費
- (6) 手土産代、記念品代及び花束代等の物品による謝礼費
- (7) 交通費の特別料金
- (8) 領収書がないなど支出の根拠が確認できない経費
- (9) 補助対象事業に直接関わらない経費
- (10) 事業実施期間外に発生した経費
- (11) その他、団体の財源により賄うべき経費として教育委員会が判断した経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号のとおりとする。

(1) プランA

補助対象経費の2分の1以内の額又は100,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) プランB

補助対象経費の2分の1以内の額又は300,000円のいずれか低い額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 佐久市芸術文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 団体審査資料（様式第2号）

(3) 事業審査資料（様式第3号）

(4) 収支予算書（様式第4号）

(5) 団体員名簿（任意様式）

(6) 団体規約（任意様式）

(7) 謝礼を支払う主な演奏者、上演者、及び講演者等（以下「演奏者等」という。）の経歴がわかる書類（任意様式）

(8) その他、教育委員会が必要と認める書類

2 交付申請期間は、原則として事業開始の1カ月前、かつ教育委員会が別に定める交付申請期間とする。

3 交付申請は、原則として一の年度において1団体につき1事業を限度とし、前条に掲げるプランからいずれか1つを選択するものとする。

4 交付期間は次の各号のとおりとする。ただし、交付にあたっては毎年度の申請を必要とする。

(1) プランA（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で5年）

(2) プランB（事業の内容により、補助を受けた年度から最長で10年）

(交付決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、別に定める審査基準に基づき補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。ただし、プランBの審査にあたっては、教育委員会が佐久市文化振興推進企画委員会に評価を付託し、その評価を受け、採択する事業を決定するものとする。

2 補助金の交付決定は、多様な芸術文化活動に幅広く行うが、申請者が多数の場合は、次の各号のいずれかに該当する事業を優先する。

(1) 高い芸術性を有する芸術文化活動であるが、採算の望めない事業

(2) 実績や将来性を有する芸術文化活動であるが、財政的基盤が十分でない芸術文化団体等の事業

(3) 新たな局面を切り開く可能性が認められる先駆的又は実験的な事業

(4) 次世代の芸術文化活動を育てる事業

(5) 地域の文化振興、並びに文化財の保存、及び活用に関し、寄与が大きいと認められる事業

3 教育委員会は、申請者が多数の場合又は審査の結果等により、補助金を減額又は補助対象事業を不採択とすることができるものとする。

(決定の通知)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の決定をするときは、その決定の内容を、佐久市芸術文化活動事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、佐久市芸術文化活動事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を教育委員会に提出し、その承認を受けること。

- (1) 収入又は支出項目の変更
- (2) 実施期日、又は場所の変更
- (3) 演奏者等の変更
- (4) 事業の中止

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 佐久市芸術文化活動事業補助金実績報告書（様式第7号）
 - (2) 事業評価報告書（様式第8号）
 - (3) 収支決算書（様式第9号）
 - (4) 補助対象経費の領収書又は支払った金額が確認できる書類（写し可）
 - (5) その他、教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、佐久市芸術文化活動事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市芸術文化活動事業補助金交付請求書（様式11号）を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日教委告示第24号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日教委告示第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日教委告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内訳
会場使用料	会場使用料及び会場附帯設備使用料 ※本番とリハーサル（1回）又は本番と前日準備に限る。 ※申請団体（共催者含む）の構成団体及び構成員が設置し又は管理する会場施設で活動する場合の会場使用料は対象外とする。
設営費	会場設営費、会場撤去費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
舞台費	照明費、音響費、大道具費、衣装借上料、舞台美術費、字幕・映像費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費 ※搬入から搬出までの期間で必要な範囲に限る。 ※マイクロバスやトラック等のレンタカー代は補助対象とするが、個人所有の車を利用した場合は対象外とする。
機材借料	無観客公演を実施する事業のうち、借用した機材で撮影、編集、配信作業を行い、不特定多数に公開した場合の機材借料
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踏家・司会者等出演料
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽譜製作料、調律料、伴奏料
文芸費	演出料、監修・振付料、舞台監督料、衣装等デザイン料、照明・音響スタッフ料、著作権使用料
謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、審査員謝金
委託金	無観客公演等を実施する事業のうち、撮影、編集、配信作業を制作会社等に委託し、不特定多数に公開した場合の委託料
交通費 宿泊費	交通費は、本番前後1往復分、宿泊費は、本番の前日又は当日のいずれか1泊分 ※交通費の特別料金（グリーン車料金・ファーストクラス料金等）は対象外
印刷費	プログラム、図録、チラシ、ポスター、入場券、ダイレクトメッセージ等の印刷製本費 ※申請団体（共催者含む）の構成団体及び構成員が所有する機材による印刷の場合は対象外 ※有料で販売する場合は対象外
宣伝費	新聞・雑誌等掲載料、テレビ・ラジオ広告料、ウェブページ制作費、立て看板等製作費、広告デザイン・編集費、入場券等販売手数料
通信費	開催案内に係る送付料 ※送付先を確認する場合あり